

第2次 潟上市国土利用計画の概要

1. 国土利用計画とは

国土利用計画法に基づき、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として策定されるものであり、潟上市の区域における国土の利用に関して必要な事項を定めるもの。

2. 国土利用計画の策定状況

【全国国土利用計画】第5次計画が平成27年8月に閣議決定。
 【秋田県国土利用計画】第5次計画が平成30年3月策定予定。
 【潟上市国土利用計画】前計画は平成21年6月に策定。第2次計画は平成30年3月に成案予定。
 ※平成25年に第3次分権一括法により、議会の議決の義務づけが廃止された。

3. 市土利用の基本方針

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。

このため、市土の利用については、すべての市民が心豊かに暮らしてゆくために、緑豊かな自然環境の保全と活用を図り、有形・無形の歴史的・文化的遺産など地域資源を活かした個性的な土地利用を推進する。併せて、公共施設がその役割や効果を十分に発揮でき、地域の均衡ある発展が図れるよう、長期展望に基づいた計画的・総合的な土地利用対策を推進する。

4. 潟上市総合計画における土地利用について

本市は海、湖、森林、田園など多様な自然環境に恵まれており、このような豊かな自然環境を維持・保全し、次世代へ継承していくことが現代に生きる我々の責務といえる。

そのためには市域を大きく次の3つに分類し、多様な自然環境の維持・保全と良好な住環境を形成することとする。

- ①都市的土地利用を推進する区域
- ②自然環境や農地を維持・保全していく区域
- ③多様な自然環境と共生する区域

項目	現況 基準年次(平成27年)	市土利用の基本方向	目標値 目標年次(平成39年)	目標を達成するための措置	利用区分ごとの必要な措置		
基本的事項	平成17年の国勢調査をピークに人口減少が続くが、世帯数は増加傾向にある。		目標人口 29,649人 (市人口ビジョンに基づく推計) 世帯数 12,708世帯	1.公共の福祉の優先	人口の定着化の推進。 各種産業の誘致・誘導の推進。		
農用地	宅地や道路用地等への転換、基盤整備事業による農地の大区画化が進んだ。	農業の振興と農地の保全を図る。 農地の高度利用や生産性の高い農業構造の確立。 生産・流通の効率化に向けた取組の推進。	3,420ha(▲20ha) 農道、水路等の増加に伴うもの。	2.土地利用に関する法律等の適切な運用	優良な農地の保全。 農地の集積促進や計画的な農地整備の推進。		
森林	宅地造成や太陽光発電施設の立地等により、減少傾向にある。	適正な管理による森林の維持・保全の推進。 松くい虫被害の拡大防止による健全な森林育成。	3,094ha(▲44ha) 宅地造成等に伴うもの。	3.地域整備施策の推進	計画的な森林整備と保全活動の推進。 自然を活かした観光・レクリエーション空間としての利用。		
原野	特に変動はなく、良好な自然環境を維持している。	生態系や景観の観点からの維持・保全。	3ha(変動なし)	4.市土の保全と安全性の確保	保全と適正な有効利用。		
水面等	八郎湖は指定湖沼として水質の保全の取組がされている。	環境・農業生産等多面的機能に配慮した整備・保全。水質保全の取組の推進。	457ha(+7ha) 農地整備に伴う水路の増加。	5.環境の保全と美しい市土の形成	治水・利水機能に留意した必要水量と水質の確保。 水辺空間等、水と人とのふれあいの場の形成。		
道路	住宅地の造成に伴う市道の増加、農地整備等に伴う農道の増加がみられた。	道路の安全性・快適性の向上。 自然環境の保全に配慮した農林道の整備。	687ha(+18ha) 宅地造成等に伴うもの。	6.土地利用の転換の適正化	子どもや高齢者に配慮した道路整備。 環境保全に配慮した公共事業の計画・実施。		
宅地	住宅地	社会経済や人口減少等により開発圧力は低下。3411(※)による宅地の増加がみられた。	860ha(▲10ha) 住宅地の増加はあるが、太陽光発電施設等の立地に伴いその他宅地が減少。	7.土地の有効利用の促進	計画的な宅地供給と市街地の形成。 優良な農地や森林は保全を第一とし、自然的土地利用からの転換を抑制しつつ必要用地を確保。 学術的・歴史的に貴重な地域の開発の制限。 「自然共生型」及び「沿道活用型」の土地利用。		
	工業地	工業用地が散在、集積度が低い状況に変化はない。					
	その他	大規模店舗の立地予定はない。					
その他(公共施設等)	公共施設の統廃合、太陽光発電等再生可能エネルギー施設の立地が進行。	市総合計画等に即した計画的な公共用地の確保に努める。	1,252ha(+49ha) 再生可能エネルギー施設等に伴うもの。			8.多様な主体の参画と連携	周辺への影響に十分配慮した適正な土地利用。
						9.土地に関する調査の推進及び計画の点検	

地域別の市土利用の基本方向

地域	現況	基本的な利用方向
南部(追分地区)	ほとんどが宅地で一部に工業地があり、周囲は平地林・保安林に囲まれている。	市街地を囲むみどりの保全。 既存市街地の住環境整備や都市機能の充実。
西部中央(出戸地区)	主に宅地で、周囲はみどりで囲まれている。	良好な住環境の維持。 市街地を囲むみどりの維持・保全。
西部(天王・二田地区)	旧天王町の中心として古くから発展。 日本海や保安林など自然環境に囲まれている。	自然環境の維持・保全。 既存市街地の都市機能の充実。 国道沿道や低未利用地の有効利用を図る。
湖岸(八郎湖沿岸)	優良な農地や自然環境に囲まれている。	優良な農地や八郎湖等の自然環境の保全。 昭和工業団地への企業誘致等による産業集積。 国道沿道の土地利用の推進。
東部(昭和・飯田川地区)	県道沿いに住宅地が形成されている。 周辺に農地や森林が多い。	既存市街地の住環境整備や都市機能の充実。 農地・森林の保全。

「自然共生型」土地利用のイメージ

周辺のみどりや農地の維持保全に努めながらも、市内外の定住希望者や住み替え需要等による多様な住環境ニーズに対応できる土地利用。これにより、人と自然、都市と農村が共存できるまちづくりの推進を図る。

「沿道活用型」土地利用のイメージ

国道7号、101号などの広域的な幹線道路沿道において、周辺の環境に配慮しつつ、自動車アクセスの利便性が高い商業・業務・流通施設の立地を誘導する土地利用。

～「潟上市都市計画マスタープラン」(平成23年3月策定)より

※3411・・・都市計画法第34条第11号のこと。市街化調整区域における規制緩和措置で、本市は平成23年4月から導入している。